

# 障害児入所施設について

平成31年2月6日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部  
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

# 障害児入所施設の経過

## 平成24年児童福祉法改正

- 障害種別ごとであった施設を障害児入所施設として再編し、その中を医療の提供の有無により、「福祉型」又は「医療型」のどちらかに移行
  - 障害の重複化を踏まえ、複数の障害に対応できるように再編

## 障害児支援の在り方に関する検討会

- 平成26年に、今後の障害児支援の在り方に関する検討会が開催され報告書が取りまとめられた。
  - 報告書の中では、障害児入所施設についても言及されている。

# 障害児入所施設の機能

平成26年「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書より

発達支援機能	自立支援機能
<ul style="list-style-type: none"><li>・重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応</li><li>・幼児期からの子どもの育ち、発達に係る基本的な観点から、より家庭に近い生活環境や個々に配慮した生活環境とすべき。</li><li>・小規模グループケアを推進するとともに、専門里親等の活用も含めて、より家庭に近い暮らしの場を提供する方向性の検討が必要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行就労へ向けた対応</li><li>・施設退所後のアフターケアを行う相談支援などが考えられる。</li><li>・重症心身障害児者への入所支援については、その特性から本人をよく知る職員が継続して関わられるように、児者一貫した支援が望ましい。</li></ul>
社会的養護機能	地域支援機能
<ul style="list-style-type: none"><li>・被虐待児童等の対応。</li><li>・子どもの心の傷を癒やして回復させるための専門的ケアの充実等が考えられる。</li><li>・乳児院、児童養護施設等で暮らす障害児について、障害児支援の観点から何らかの支援が出来ないかについても検討を進めるべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・在宅障害児及び家族への対応。</li><li>・家庭復帰を目指した親子関係の再構築支援などが考えられる。</li><li>・地域で生活する障害児の支援を行う視点から、一定目的をもった短期入所よりも長い期間の入所の制度的な裏付けを検討することも必要。</li></ul>

## 新しい社会的養育ビジョン（平成29年8月 新たな社会的養育の在り方に関する検討会）

- 障害児や医療的ケア児に関しても家庭養育が保障される必要がある。障害児入所施設や病院付設の乳児院の利用実態を把握し、障害児や医療的ケア児の里親委託に向けた体制づくりを行う必要がある。
- 障害児入所施設も、社会的養護の役割を担っているという認識を深める必要もある。
- 障害児入所施設においては、家庭で養育が困難である子どもの入所も多い。個々の子どものニーズに応じた養育や家庭環境調整を適切に実施するために、家庭支援専門相談員などの配慮が必要である。

# 検討の視点

以上のような経緯や状況等を踏まえつつ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態等を考慮して、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」で整理された以下のような観点を中心に、障害児入所施設の在り方に関する検討を行う。

- 発達支援機能について
- 自立支援機能について
- 社会的養護機能について
- 地域支援機能について